

令和7年度第3回広島市大規模小売店舗立地審議会 会議概要

【日 時】 令和7年12月5日（金）10時00分～10時40分

【場 所】 広島市役所本庁舎14階 第7会議室

【出席委員】 委員8名中7名出席

力石真（会長）、安東直紀、香田次郎、折本寿子、塚野路哉、
栗島浩二、井上愛美

【議 題】 届出案件に対する意見聴取

【対象店舗】 （仮称）ガリバー広島市安佐南区店

【公開・非公開の別】 公開

【傍 聴 者】 0名

【配付資料】 別添のとおり

【会議要旨】

議題

（仮称）ガリバー広島市安佐南区店

<主な質疑内容等>

■質問1 既存建物の1階部分584m²で営業しており、立体駐車場棟は倉庫として使用していたが、2月からは3～4階の駐車場が来客用駐車場になるという認識でよいか。

□回答1 そうではない。現時点では店舗棟3階や立体駐車場棟はお客様を入れないようにしているため、大店立地法上、倉庫として区分している。2月以降は、お客様を案内して、実際に車を見せて販売をするため、売り場面積として扱うようになり、その分店舗面積が増加するものである。

■質問2 店舗面積増加後の、来店者数やピーク時の交通予測は、現状との差はどれくらいあるか。

□回答2 現状1日の集客力は高くはなく、来客数が多いのは土日である。元々の予測とはそこまで離れておらず、むしろ予測より少ないという状況である。店舗面積増加後も、状況が大きく変わることはないと思うが、何があるかわからないため、今後も注視していきたい。

■質問3 現在の営業実態においても、周囲の生活環境への影響は基本的にはないという認識でよいか。

□回答3 よい。

■質問4 屋内で来客に展示車両を見てもらおうと思った際は、大店立地法上の店舗面積となるという認識でよいか。

□回答4 よい。これまで立体駐車場にある車をお客様に見せる際には、その都度車を屋外の展示スペースまで下して見せていた。そのため、立体駐車場は倉庫という扱いとなっている。

■質問5 中古車販売店だから駐輪場はいらないということだが、現時点でも自転車での来店はないのか。初めて車を購入される方もいるので、中古車販売店

だから自転車での来店はないというロジックは成立しないと思うが。

□回答 5 現時点では自転車での来店はない。仮にあれば、従業員が誘導して、店舗前か西側の展示車両スペースの空いている部分に停めてもらうことを想定している。現時点では他店舗も含めて自転車での来店はほとんどないため、この扱いで支障はないと考えている。なお、臨機応変な対応になるため、届出上は0台としている。

■質問 6 荷さばきは6時から10時まで（営業時間前）にできるとの説明があったが、概要では12時から22時に1台と記載がある。これは来ないという理解でよいか。

□回答 6 そうではない。基本的には営業時間前の1台のみだが、車両が多く売れた際は臨時で来る場合もあるため、最大の数値である2台を記載している。営業時間と重複している際は、従業員で荷捌き車両と来客車両をしっかりと誘導し、安全対策を図っていきたい。

■質問 7 荷さばき車というのは、車がそのまま来るのか。

□回答 7 荷捌きスペースまでは、車両が2段積める運搬用のトラックで運ぶ。長いレッカー車のような形状。トラックで店舗まで運搬した後、載せていた車を荷台から自走させて、それぞれの展示スペースへ運ぶ。

■質問 8 荷捌きの際は、後進ブザー等をきちんと鳴らす運用をされるか。

□回答 8 その運用で行う。届出の予測値も後進ブザー音を含めて計算している。そこから自走する車両分は、来客車両走行での騒音として計算している。

■質問 9 繁忙期でも夜間の荷捌きはないか。

□回答 9 荷捌きは営業時間内に行うため、夜間はない。搬入は従業員が行うため、営業時間以降に作業が行われることはない。

■質問 10 廃棄物保管施設が、概要と届出の数字が違うがどちらが正しいか。

□回答 10 概要の方は誤記である。前のデータがそのままになっていた。

■質問 11 廃棄物等の保管施設の算出根拠「ガラス等廃棄物等」について、1日当たりの排出量が0.028と記載されているのは、0の誤記でよいか。また、計が0.008となっているのは、0.028の誤りか。

□回答 11 そのとおりである。

■質問 12 「見かけ比重」も概要書と届出書で数値が違っているが、予測量はどちらが正しいか。

□回答 12 届出書が正しいため、予測量21.95で間違いない。

■質問 13 廃棄物減量化等の配慮で「特記事項なし」としているが、売り場面積が増えることについて特記事項がないのか、そもそも検討していないのか。また、車両整備もされると思うが、廃油の保管はどちらでされるか。

□回答 13 廃油の保管は整備工場の中で行う。図面でいうと、右上の白い空欄の部分に当たる。

■質問 14 廃棄物の搬出はどのような経路で行われるか。

□回答 14 廃棄物の搬出車両は、基本的に荷捌きの車両と同じ位置に停車するため、

廃棄物保管施設からそこまで持っていく形になる。

■質問 15 概要書も保管される書類なのであれば、数値や日付等修正してほしい。

□回答 15 承知した。

■質問 16 緑化計画は提出しなくてよいものなのかな。

□回答 16 既存店舗の改装のため、不要である。

【審議結果】

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく意見については、特段の意見を述べる必要がないと認める。